

入札説明書

令和8年6月11日
公立学校共済組合新潟支部

本入札説明書は、令和8年7月3日執行予定の公立学校共済組合新潟支部労働者派遣業務に係る一般競争入札について記載したものである。

1 入札に付する事項

- (1) 案件の名称
公立学校共済組合新潟支部労働者派遣業務
- (2) 案件の仕様
別記仕様書に記載のとおり
- (3) 業務従事予定時間数
別記仕様書に記載の勤務場所ごとに次のとおりとする。なお、業務従事予定時間数の算定に当たり、勤務時間5時間50分を5.83時間として算出している。
新潟県教育庁 福利課 233時間
新潟県教育庁 上越教育事務所 134時間
新潟県教育庁 中越教育事務所 442時間（221時間×2名）
新潟県教育庁 下越教育事務所 233時間
- (4) 契約期間
契約締結の日から令和8年11月20日

2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問合せ等

- (1) 入札説明書の交付期間及び交付場所
 - ア 交付期間
令和8年6月11日（木）から令和8年6月19日（金）（新潟県の休日を定める条例第1条第1項各号に規定する日を除く。）の午前9時から午後5時まで
 - イ 交付場所
〒950-8570 新潟県新潟市中央区新光町4番地1（新潟県庁15階）
公立学校共済組合新潟支部（新潟県教育庁福利課） 福祉給付係
入札説明書等は上記の場所で交付するほか、公立学校共済組合新潟支部ホームページで公開する。
- (2) 入札説明書に関する問合せ等
 - ア 問合せ方法
入札説明書等その他本件入札に関する質問事項がある場合、本入札説明書に定める質問様式によって、ウに定める問合せ先に電子メールによる送信の方法で提出すること。
なお、提出された全ての質問書に対する回答は、令和8年6月23日（火）までに、公立学校共

済組合新潟支部ホームページに掲載する。

イ 問合せ受付期間

令和8年6月11日（木）から令和8年6月19日（金）午後5時まで

ウ 問合せ先

公立学校共済組合新潟支部（新潟県教育庁福利課）福祉給付係

電話番号 025-280-5597

電子メールアドレス ngt500030@pref.niigata.lg.jp

3 入札執行の日時及び場所

(1) 日時

令和8年7月3日（金）午後2時

(2) 場所

新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県庁入札室（新潟県庁16階）

4 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、次の(1)～(12)に掲げる要件の全てを満たしている者でなければならない。

(1) 次のアからカまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 保佐人の同意を得ていない被保佐人

イ 補助人の同意を得ていない被補助人

ウ 法定代理人の同意を得ていない未成年者

エ 契約を締結する能力を有しない者

オ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

(2) 次のアからキまでのいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年を経過していない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

キ アからカまでにより一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（会社更生法の規定に基づく更生手続申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）
- (4) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 新潟県内に本社又は支社、支店、営業所等を有する者であること。
- (6) 新潟県の県税の納税義務を有する者にあつては、当該県税の未納がないこと。
- (7) 5 に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて公立学校共済組合新潟支部長から確認を受けている者であること。
- (8) 国、地方公共団体又は公立学校共済組合を契約相手方として、労働者を派遣した実績があること。
- (9) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律に定める労働者派遣事業者の許可を受けていること。
- (10) 個人情報取扱いについて適切な保護措置を講ずる体制を整備している者であり、プライバシーマークの認定又は ISMS 認証を取得している者又は令和 8 年 6 月 26 日（金）までに取得見込みである者。
- (11) 本件入札の公告日から入札執行日までの間に、国又は新潟県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていないこと。
- (12) 新潟県暴力団排除条例（平成 23 年新潟県条例第 23 号）第 2 条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

5 本件入札に係る参加資格の確認

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

本件入札に参加を希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、公立学校共済組合新潟支部長から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。

ア 提出期間

令和 8 年 6 月 24 日（水）から令和 8 年 6 月 26 日（金）の午前 9 時から午後 5 時まで

イ 提出場所

2 (1) イに定める場所

ウ 提出方法

持参又は郵送とする。

なお、郵送による場合は、アの期限内に必着させるとともに、書留郵便等の配達記録が残る方法を利用すること。

エ 提出書類及びその部数

別添の「競争入札参加資格確認申請書」（様式 1）及び次に掲げる添付書類（以下「競争入札参加資格確認申請書等」という。） 各 1 部

- (ア) 業務実績（様式2）
 - (イ) 暴力団等の排除に関する誓約書（様式3）
 - (ウ) プライバシーマークの認定又 ISMS 認証の取得を証する書類
 - (エ) 県税納税証明書（県税の納税義務を有する者のみ。令和8年6月11日（木）以降に発行された納税証明書であって、納期到来後の県税について未納がないことを証明したものに限り。）
 - (オ) 事業者の概要（パンフレット等）
- (2) 参加資格の確認結果の通知
- 提出書類に基づき審査を行い、入札参加の可否を決定する。
- 本件入札に係る参加資格の確認結果については、令和8年6月30日（火）までに通知を電子メールで送付する。

6 入札者に求められる義務

5(1)に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出した者は、当該書類の内容について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

7 入札の方法

(1) 入札の方法

本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書及び入札額積算書（両書面をホチキス留めし、封筒に入れ密封の上、入札書に上記1(1)の案件の名称及び入札者の商号又は名称を記入したものに限り。）を持参し、提出すること。

ただし、代理人が入札書を持参し、提出する場合は、3(1)に定める時刻までに委任状を提出し、代理権が確認された者でなければならない。

なお、代理人が入札書を提出する場合、入札書に代理人の氏名を記載し、委任状の使用印と同じ印鑑を押印すること。

また、入札に参加する際、再入札に使用する印鑑を持参すること。

(2) 入札書の名義

本人又は代理人に限る。

(3) 契約方式

落札決定に当たっては、勤務場所ごとの単価に業務従事予定時間数を乗じ、それらを合算した総価を用いる。

なお、契約方式は「複数単価契約」とし、勤務場所ごとに単価契約を行うものとする。

(4) 入札書の記載

ア 使用する言語及び通貨は、日本語（名義に関する記載部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ 入札金額は、別紙の「入札額積算書」により積算を行った「A×Bの合計額」を記載すること。

また、作成した「入札額積算書」は入札書提出の際に添付すること。

なお、「単価（円）B」は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額とすること。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって

落札金額とする。

- エ 入札者は一旦提出した入札書及び入札額積算書の書き換え、又は撤回をすることができない。
ただし、入札額積算書については、落札決定する上で必要と入札執行職員が認め修正等を求めた場合に限り、別途指示する期限までに再提出することができる。

8 開札の方法

(1) 立会

開札は、原則として入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。

(2) 再入札

開札をした場合において、入札金額のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再入札を行うものとする。ただし、無効入札を行った者は、再入札に参加することができない。

なお、再入札は1回を限度とする。

9 落札者の決定方法

以下の方法により落札者の決定を行う。

- (1) 入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) (1)の者が2以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。
- (3) 8(2)に定めるところにより再入札を行っても落札者がいない場合は、地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号）第30条第1項第11号の規定により、最終の入札において有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって申込みをした者と随意契約の交渉を行うことがある。

10 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者又は競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者が行った入札
- (2) 代理権の確認を受けない代理人が行った入札
- (3) 入札書の記載事項のうち、入札金額、入札者の氏名その他主要な事項が識別し難い入札
- (4) 入札額積算書の添付がない入札又は積算の合計額が入札金額と一致しない入札（7(4)エのただし書きによる再提出を行い、入札金額との一致が確認できた場合を除く。）
- (5) 同一の入札者が2以上の入札をしたときは、その全部の入札
- (6) 再入札を行うこととなった場合において、初回入札最低価格以上の価格を記載した入札
- (7) 脅迫その他不正の行為によってした入札
- (8) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札
- (9) その他入札に参加する条件に違反した入札

以上の入札の効力は、入札執行職員が決定する。この場合当該入札者はその決定に対し異議を申し

立てることはできない。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

7(4)イの「単価(円)B」に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額に、1(3)の業務従事予定時間数を乗じて得た額の100分の10に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた額)以上の金額とする。ただし、地方公務員等共済組合法施行規程第32条第1項に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

12 契約書及び契約条項

別添「労働者派遣基本契約書(案)」のとおりとする。

なお、契約書(案)第3条第5号に記載する基本派遣料金は、7(4)イの「単価(円)B」の金額を用いるものとする。

13 派遣料金の支払

派遣料金の支払は、別添「労働者派遣基本契約書(案)」第27条に定めるとおりとする。

14 その他

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

エ 提出された競争入札参加資格確認申請書等に記載されている内容については、本件入札に限るものとし、他に使用しない。

(2) 入札の辞退

本件入札に係る参加資格の確認結果について通知を受理した後、入札を辞退する場合は、入札辞退届(任意様式)を提出すること。

(3) 契約の停止等

本件入札に関し、苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(4) その他

ア 本件入札及び契約の内容に関しては、日本国の関係法令、地方公務員等共済組合法施行規程の定めるところによる。

イ 業務の実施等に当たって公立学校共済組合新潟支部から指示がある場合は、その指示に従うこと。